

一般社団法人日本臨床検査医学会 九州支部 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は一般社団法人日本臨床検査医学会九州支部と称する。

(目的)

第2条 本会は一般社団法人日本臨床検査医学会の定款第10章に定められた支部として、一般社団法人日本臨床検査医学会の目的達成のため九州地区における臨床検査医学ならびに臨床病理活動の発展と活性化を目的とする。

(事業)

第3条 以下の事業を行うものとする。

1. 支部総会の開催
2. 支部例会の開催
3. 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して社員（評議員）の推薦
4. 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して支部理事の推薦
5. 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して功労会員の推薦
6. その他必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第4条 本会の会員は以下の4つとする。

1. 正会員：九州地区に在住あるいは勤務する一般社団法人日本臨床検査医学会会員。
2. 支部会員：臨床検査医学、臨床検査に関心をもち、本会の目的に賛同し所定の手続きを取った者。
3. 支部名誉会員：本会に多大な貢献をした正会員の中から支部幹事会で推薦し、総会で承認を得た者。
4. 賛助会員：本会の目的に賛同し、所定の手続きを取った者、または団体。

第3章 会 費

第5条 正会員、支部会員の会費はこれを別に定める。

2. 名誉会員は年会費を納入することを要しない。
3. 賛助会員は1口1万円として1口以上とする。

第4章 役 員

(役員の種類)

第6条 本会には次の役員を置く

1. 支部長
2. 副支部長
3. 支部幹事
4. 支部監事
5. 顧問

(役員を選任)

第7条 支部長は支部幹事会において選出し、支部総会で承認する。

2. 副支部長は支部長の推薦により支部幹事会にて選出し支部長が委嘱する。
3. 支部幹事は支部幹事会において選出し支部長が委嘱する。
4. 支部監事は支部幹事会において選出し支部長が委嘱する。
5. 顧問は支部幹事会において選出し支部長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 支部長の任期は1期2年で2期までとする。

2. 支部幹事の任期は2年で、重任は妨げない。ただし、年齢が満65才となった会計年度の末日までとする。

3. 支部監事の任期は4年で、重任は妨げない。

(役員役割)

第9条 支部長は本会の業務を総括し、会を代表する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある場合は職務を代行する。
3. 支部幹事は支部長を補佐し、会務を分担する。
4. 支部監事は会計を監査する。

第5章 支部総会

(開催)

第10条 支部総会は年に1回開催する

(構成)

第11条 支部総会はすべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 支部総会は次の事項について決議する。

1. 支部長の選任
2. 計算書類の承認
3. 支部規約の変更
4. 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員（評議員）の推薦

5. 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦
6. 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦

(決議)

第13条 支部総会は会員の過半数の出席で成立する。委任状は出席とみなす。

第14条 支部総会の決議は出席者の過半数で決する。

第6章 支部例会

(開催)

第15条 支部例会は年に1回開催する。

第7章 支部幹事会

(構成)

第16条 支部幹事会は支部長、副支部長、支部幹事、支部監事、顧問で構成する。

(開催)

第17条 支部幹事会は必要なときに開催する。

(決議)

第18条 支部幹事会は過半数の出席によって成立する。委任状は出席とみなす。

第19条 支部幹事会の決議は出席者の過半数で決し、その結果を支部総会に報告する。

第8章 支部会計

第20条 本支部の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第9章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員（評議員）の推薦

第21条 一般社団法人日本臨床検査医学会の細則の選出基準に基づき、正会員の中から支部幹事会で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）の推薦により選出し、支部幹事会で承認する。

第10章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦

第22条 一般社団法人日本臨床検査医学会の支部理事は正会員で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）の中から支部長の推薦により選出し、支部幹事会で承認する。

第11章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦

第23条 一般社団法人日本臨床検査医学会への功労会員の推薦は、正会員で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）を65歳で定年退任した者を、支部幹事会で推薦し、支部幹事会で承認する。

本規約は平成22年1月1日から施行する。

付 則

会費について

1. 会費についてはこれを徴収しないこととする。

申し合わせ事項

- ・規約第1章第3条について

支部例会は、当分の期間、支部総会と併せて開催する。

- ・規約第10章第22条について

原則として支部長を支部理事とし、事情によっては副支部長を推薦する。